

○浦安市子ども医療費の助成に関する条例

平成6年条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療に要する費用を負担する保護者に対し、当該費用の全部又は一部を助成することにより、その経済的負担を軽減し、もって子どもの保健の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権者、後見人その他子どもを現に監護している者をいう。
- (3) 社会保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。

(助成の範囲)

第3条 市長は、子どもの疾病又は負傷に係る医療のうち、社会保険各法又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）その他の法律の規定により医療に関する給付を受けた場合において、当該給付の額が医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額から次の各号に掲げる額を控除して得た額を医療費として助成するものとする。ただし、小学校就学の始期に達した子ども（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による就学義務の猶予又は免除に係る子どもを除く。）であつて、医療に関する給付を受けた日の属する年度の市町村民税の所得割（その日が4月1日から7月31日までの間の日である場合にあつては、前年度の市町村民税の所得割）が課税されている世帯に属するものに係る医療にあつては、当該医療費から入院1日又は通院1回につき200円を控除した額とする。

- (1) 附加給付金の額

(2) 法令の規定に基づき国又は県が負担する負担金の額

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法の規定により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

(助成の要件)

第4条 医療費の助成を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた保護者とする。

(1) 子どもが、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 子どもが社会保険各法に規定する被保険者又は被扶養者であること。

(医療証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に申請し、当該医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けるものとする。

(助成の方法等)

第6条 医療費の助成は、前条の規定により医療証の交付を受けた者が、病院、診療所又は薬局その他のもの（以下「病院等」という。）に当該医療証を提示して、助成の対象となる子どもに係る医療を受けた場合に、当該病院等からの請求に基づき、助成すべき額を助成対象者に代わり当該病院等に支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医療費の助成を受けることができる者が、助成の対象となる医療に対し、病院等で医療費を支払った場合又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項の規定により費用を徴収される場合の助成については、その者の申請により助成を決定し、その者に助成すべき額を支払うことにより行うものとする。

3 前項の申請は、当該医療に関する医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

(申請事項の変更の届出)

第7条 第5条の規定により医療証の交付を受けた者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(医療証の返納)

第 8 条 第 5 条の規定により医療証の交付を受けた者は、第 4 条に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかに市長に医療証を返納しなければならない。

(損害賠償との調整)

第 9 条 市長は、この条例による医療費の助成を受けた医療に関し、子どもが損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の全部若しくは一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第 10 条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(不正利得の返還)

第 11 条 偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、市長は、その者に対し、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(適用除外)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する者については、この条例は適用しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者
- (2) 浦安市重度障がい者医療給付条例（昭和48年条例第2号）により医療費の助成を受けている者

(規則への委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、施行日以降に受けた医療に関する給付に係る乳幼児医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に関する給付に係る乳児医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月22日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条第1項(「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める部分に限る。)及び第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の浦安市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以降に受けた医療に関する給付に係る乳幼児医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に関する給付に係る乳幼児医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年10月13日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月25日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の浦安市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以降に受けた医療に関する給付に係る乳幼児医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に関する給付に係る乳幼児医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年12月25日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(医療証の申請等の行為の特例措置)

- 2 改正後の浦安市乳幼児医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく医療証の交付申請、医療証の交付その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の条例の規定は、施行日以降に受けた医療に関する給付に係る乳幼児医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に関する給付に係る乳幼児医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月25日条例第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(医療証の申請等の行為の特例措置)

- 2 改正後の浦安市乳幼児医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく医療証の交付申請、医療証の交付その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後に受けた医療に関する給付に係る乳幼児医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に関する給付に係る乳幼児医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月20日条例第13号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、平成19年4月1日以後に受けた医療に関する給付に係る医療給付金について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年7月2日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月18日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 6 月30日 条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、施行日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 9 月29日 条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 9 月29日 条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年12月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（医療証の申請等の行為の特例措置）

2 改正後の浦安市子ども医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく医療証の交付申請、医療証の交付その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の条例の規定は、施行日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月29日 条例第 5 号）

この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成24年10月15日 条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年12月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（医療証の申請等の行為の特例措置）

2 改正後の浦安市子ども医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく医療証の交付申請、医療証の交付その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年9月26日条例第21号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。